

資料 1

平成25年2月定例会（付託）
広域連合特別委員会資料
(政策創造部)

■ 第30回関西広域連合委員会（平成25年3月2日）配布資料

【協議事項】

1 広域行政システムのあり方研究会について	1
2 市町村との意見交換会の開催について	7
3 広域避難対策に関する申し入れについて	9
4 次世代自動車充電インフラ整備促進に係る要請について	13
5 海外事務所等の共同利用について	15

ページ

【報告事項】

・ 平成24年度関西広域応援訓練の開催結果	17
・ 広域防災における企業・団体等との協定の締結	19
・ 東南アジアトッププロモーションの実施結果	21
・ ドクターへリの愛称決定	23
・ 「関西地域カワウ広域保護管理計画」の策定	25
・ 韓国大慶圏広域経済発展委員会との相互交流事業	37
・ 今冬の電力需給状況等	39

第30回関西広域連合委員会 次第

- 日 時：平成25年3月2日（土）11：00～12：00
- 場 所：大阪府立国際会議場 10F 1009会議室
- 出席者：井戸広域連合長、仁坂副広域連合長、嘉田委員、山田委員、松井委員、平井委員、飯泉委員、門川委員、橋下委員、竹山委員、矢田委員

■ 議 事

1 協議事項

- ① 広域行政システムのあり方研究会について 資料1
- ② 市町村との意見交換会の開催について 資料2
- ③ 原子力災害に係る広域避難対策に関する申し入れについて 資料3
- ④ 次世代自動車充電インフラ整備促進に係る要請について 資料4
- ⑤ 海外事務所等の共同利用について 資料5

2 報告事項

- ・ 平成24年度関西広域応援訓練の開催結果 資料6
- ・ 広域防災における企業・団体等との協定の締結 資料7
- ・ 東南アジアトッププロモーションの実施結果 資料8
- ・ ドクターへリの愛称決定 資料9
- ・ 「関西地域カワウ広域保護管理計画」の策定 資料10
- ・ 韓国大慶圏広域経済発展委員会との相互交流事業 資料11
- ・ 今冬の電力需給状況等 資料12

参考：次回の関西広域連合委員会の予定

3月28日（木） 大阪市内

資料 1

広域行政システムのあり方研究会について

1 設置目的

政府等における道州制の議論に対応して、道州制をはじめとする国と地方を通じた統治機構のあり方等について調査・検討を行い、将来の関西における広域行政システムのあり方等に対する議論に資する。

2 設置時期

平成 25 年 3 月 2 日

(但し、平成 25 年 2 月 28 日準備会合を開催)

3 研究会の委員

(敬称略)

氏名	役職	主な専門分野	備考
新川 達郎	同志社大学大学院教授	地方制度	座長 関西広域連合協議会副会長
山下 淳	関西学院大学教授	行政法	副座長 関西広域連合協議会委員
北村 裕明	滋賀大学理事・副学長	社会経済学	関西広域連合協議会委員
(調 整 中)			

※必要に応じてゲストスピーカーを招聘

4 論点

政府が検討を進める道州制について、その問題点・課題等を指摘していくため、研究会が議論を予定されている論点。 [別紙 1]

5 スケジュール

○研究会は月 1 回程度開催（第 1 回会合は、平成 25 年 3 月 23 日を予定）。

○政府の検討状況を見据えながら、適宜、研究会の検討状況を連合委員会および連合議会へ報告していただく。（イメージ：今年 6 月頃に中間報告、来年 1 月頃に最終報告） [別紙 2]

広域行政システムのあり方研究会に係る論点

I 国主導により中央集権型の道州制になる懸念

(1) 国の総合出先機関のような道州となり、中央集権化を招く危険性はないか

- ① 多くの権限・財源が中央政府に残されたまま、国の地方支分部局が有する権限のみが移譲される道州制では、国の総合出先機関的な道州となり、かえって中央集権化が進む恐れはないか。
- ② 道州制の導入を、地方分権改革ではなく、専ら国の行財政改革や財政再建の手段とされる危険性はないか。
- ③ 道州制の制度設計について十分議論する期間も少なく、結局、単なる都道府県合併ととどまる恐れはないか。

(2) 道州の自治をいかに保障するのか

- ① 自治立法権を保障するため、道州の役割や権限について国会が法律を定める場合は、大枠にとどめるべきであり、具体的な内容については道州議会の立法に委ねるべきではないか。
- ② 道州における課税自主権の保障はもちろん、わが国の税体系全体を抜本的に見直し、税源の抜本的な再配分を行うことが不可欠ではないか。
- ③ 国から移譲される多くの権限、事務に応じて、消費税に代表される偏在性が少なく安定的な基幹税目を道州へ移譲るべきではないか
- ④ 道州間の財源保障・財源調整を道州自らが担うしくみとするべきではないか。
- ⑤ 国と地方で一部の税源を共有すべき場合や、財政基盤が著しく脆弱な道州が存在する場合など、国と道州間の財政調整も必要となるのではないか。
- ⑥ 東京一極集中が相当に進んだ現状では、道州間の財政調整を行うには、東京都及び首都圏については特別な扱いを必要とするのではないか。
- ⑦ 国と地方を通じた借金の取り扱いをどうするのか。

(3) 道州制に対する「漠然とした期待」が先行していないか

- ① わが国に満ちあふれている社会的、経済的な閉塞感のなかで、現状打破の手段としての道州制に対する「漠然とした期待」が先行していないか。
- ② 各政党などが主張している道州制のイメージは様々で、また漠然としている中、自立的な地方経済の活性化や地域振興に資する具体的な制度設計ができているのか。
- ③ 現在の都道府県等を通じた国からの地域間調整機能が失われ、道州間や道州内の地域間格差がかえって拡大しないか。
- ④ 道州の導入により、地域ごとの拠点都市が発展することで、東京への一極集中が是正されるのではないか。

(4) 内政において、なお国が担うべき役割とは何か？

- ① 国の事務・権限を限定的なものにしようという原則は、誰もが認めるところだが、内政から国が一切手を引くことは現実的ではなく、具体的な政策分野を通じて国家機能のあり方を議論すべきではないか。
- ② 「全国的に統一が必要なものは国の役割」との抽象的な考え方では、国の事務・権限を限定的にしようとの原則がなし崩しになるのではないか。
- ③ 道州は現行の府県と比べ、かなり大きな広域的調整機能を担い得る。こういった観点から国と道州との機能分担を考える必要があるのではないか。
- ④ 具体的な事業分野（河川管理や鳥獣保護管理など）に即して、国と地方の役割分担や、国と地方を通じた統治機構のあり方などを検討する必要があるのではないか。

II 府県のあり方だけでなく、国と地方を通じた我が国の統治機構全体のあり方を検討対象とすべき

(1) 地方の統治機構のあり方だけを議論すべきではない

- ① 現状の道州制の議論は、新しい「国のかたち」を創造すべきものであるにも関わらず、府県のあり方だけが議論され、中央省庁や国会も含めたわが国全体の統治機構のあり方についての議論があろそかにされていないか。
- ② 憲法をはじめとした法体系、国と地方を通じた税財政制度、基礎的自治体のあり方も含めた地方行財政制度のあり方がワンパッケージで整合性をもって検討されなければならないのではないか。
- ③ 国会の機能や構成（参議院改革のあり方など）、国政選挙や政党のあり方、道州制における執行機関や議会のあり方及び選出方法等、憲法改正も視野に入れて議論すべきではないか。

(2) 憲法上の位置づけをどう考えるのか

- ① 想定されている道州は、一国の人口、経済規模に匹敵するほど巨大であり、わが国の統治システムを大きく変えるものであるが、こうした道州が憲法に定める地方自治の本旨を全うする地方公共団体であると言えるのか。道州の位置づけが憲法上明確にされなければならないのではないか。
- ② 再掲（II (1) ③）

III 府県の廃止は必ずしも前提ではなく、府県が併存する広域行政システムも排除しない

(1) 市町村の機能や組織をどうするのか

- ① 道州制導入に伴い、基礎自治体である市町村の規模を拡大する必要があるとの主張も見受けられるが、相当程度の市町村合併が進んだなか、今以上の市町村合併を市町村や住民が支持するのか。
- ② 政令市は、一つの基礎自治体としては極めて規模が大きく、区を含め機能や組織の

見直しが必要ではないか。

- ③ 都道府県の事務を市町村に移管するに当たっては、市町村は十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対応できる体制とする必要があるが、このための具体的方策をどのようにするのか。
- ④ 道州内の財政調整をどのようにするか。

(2) 住民自治の観点から問題はないか

- ① 現行の都道府県よりもはるかに広大となる道州においては、政策決定の主体が住民から見えにくく、民主主義的の統制が行き届くか。
- ② 現行の府県単位で支庁を置かざるを得ないのではないか。(実質3層制の地方自治組織も想定できるのか。)
- ③ 道州制における執行機関や議会のあり方及び選出方法等、ガバナンスを確保する体制をどのように構築するのか。(Ⅱ(1)③参照)

(3) 地方経済の活性化や地域振興をどのように図っていくか

- ① グローバル社会の中で、各地域の経済競争力を高めるため、道州制が担うべき役割は何か。(I(3)②参照)
- ② 東京一極集中の是正や過疎地対策など道州単位での施策が有効に働くのではないか。(I(3)④参照)
- ③ 道州や基礎自治体との間で明確な役割分担ができるなら、府県が併存しても、必ずしも非効率ということにはならないのではないか。むしろ、府県レベルで想定する方が効果的な広域機能があるのではないか。

IV 広域連合を生かした先行実施など、段階的な導入もあり得る。

(1) 道州の検討の進め方をどうするのか

- ① 住民サービスがさらに充実・強化され、住民が一体感を持つことができるよう、また地理的・歴史的・文化的条件など最大限考慮するため、地方の意見をどのように反映していくのか。
- ② 道州制の具体的なイメージや、我が国のあり方や国民生活にどのような変化をもたらすかについて、国民に十分理解されているか。国民意識の醸成をどのように図っていくのか。

(2) 国の事務・権限の地方移管はどうするのか

- ① 道州制を検討し、導入するまでの相当な時間がかかると想定されるが、それまで国の事務・権限の地方への移譲についてどうするのか。広域連合に先行して移譲するなど、段階的な導入もあり得るのではないか。

V 広域自治制度のバリエーション

- ① 府県を越えた広域的な自治制度（統治機関）を考えるとき、政治、経済、財政、事務・権限のあり方といった切り口次第で、様々なバリエーションが出てくるのではないか。
- ② 例えば、連邦制型の道州制のような強い権限をもつ道州制と、広域連合のような緩やかな府県連合、さらにそれらの中間的なものなど複数のものが想定できないか。
- ③ 具体的な事業分野（河川管理や鳥獣保護管理など）に即して、国・広域自治体・基礎自治体が担う役割やそれぞれの関係、また広域自治体のガバナンスのあり方などを検討すれば、様々な広域自治制度のバリエーションが出てくるのではないか。

（I （4）④参照）

広域行政システムのあり方研究会のスケジュール（イメージ）

時期	研究会	連合委員会	連合議会
2月 28日	○準備会合 →論点、スケジュール等		
3月	○研究会設置 (3/2) ・国主導の中央集権型道州制への懸念①	○事務局から論点等について委員会に報告	
4月	○第2回会合 ・国主導の中央集権型道州制への懸念②		
5月	○第3回会合 ・国と地方を通じた統治機構のあり方	○研究会から検討状況の報告を受けて議論	
6月	○第4回会合 ・これまでの議論の中間総括 中間報告の整理 ※ 事務局で整理の上、委員と調整	○研究会から中間報告を受けて議論	○研究会から全員協議会に報告
7月	○第5回会合 ・府県が併存する広域行政システム①		
8月	(休会)		
9月	○第6回会合 ・府県が併存する広域行政システム②	○研究会から検討状況の報告を受けて議論	
10月	○第7回会合 ・広域連合を生かした先行実施等		○研究会から総務常任委員会に報告
11月	○第8回会合 ・広域自治制度のバリエーション	○研究会から検討状況の報告を受けて議論	
12月	○第9回会合 ・これまでの議論の総括		
1月	(休会) 最終報告の整理 ※ 事務局で整理の上、委員と調整	○研究会から最終報告を受けて議論	
2月			○研究会から総務常任委員会に報告

※ 必要に応じてゲストスピーカーを招聘予定

市町村との意見交換会の開催について

1. 趣旨

関係市町村へのきめ細やかな情報提供等を通じて、関西広域連合の取組に対する市町村理解の醸成を図るため、下記のとおり近畿市長会、近畿府県町村会長会等との意見交換会を開催する。

記

(1) 実施時期

平成25年3月28日（木）午後1時～午後2時30分

※連合委員会開催に併せて実施

(2) 出席予定者

- ・関西広域連合長、副連合長、各委員（知事・政令市長）
- ・近畿市長会（役員等）
- ・近畿府県町村会長会（各府県会長等）
- ・鳥取県市長会（会長等）
- ・鳥取県町村会（会長等）
- ・徳島県市長会（会長等）
- ・徳島県町村会（会長等）

(3) テーマ

関西広域連合の平成25年度取組方針について

- ・平成25年度予算・事業計画について
- ・次期広域計画の策定について
- ・地方分権改革推進に向けた今後の取組方針について

2. 意見交換会の定例化について

今後とも関西広域連合の取組について、関係市町村への情報提供や意見交換の場を充実していくために、関係市長会、町村会に、本意見交換会の定例開催（年2回）を提案したい。

(1) 春（4月又は5月）・秋（9月又は10月）の連合委員会との同日開催

【定例開催（春・秋）における想定テーマ】

春	・旧年度事業実績及び新年度事業計画について ・国出先機関対策等について	等
秋	・次年度予算編成に向けた意見聴取 ・国出先機関対策等について ・広域計画中間案に対しての意見聴取（25年度）	等

(2) 定例開催に加えて必要に応じて隨時開催。また、各府県市町村の実務担当者向けに説明会等を各構成府県において実施。

広域避難対策に関する申し入れ

現在、関西広域連合では、新しい原子力災害対策指針、防災基本計画、関係府県の地域防災計画との整合を図りながら、広域的な原子力災害対策の検討を進めている。

原子力災害対策指針のもと、新たに原子力災害対策重点区域として「原子力施設から概ね30km」を目安にUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）を関係府県が設定することとなり、関係府県・市町村はこの範囲の住民を対象に、地域防災計画の下に、万一府県域を越える広域避難が必要となった場合に円滑にこれを実施できるよう、事前に広域避難計画を作成しておく必要がある。

広域避難対策は、UPZを概ね30kmという広域で設定することになったことに伴う、これまでなかった新しい課題である。関係府県は手探りで検討を進めているが、避難先の確保にはじまり、避難手段の確保、避難経路の確保、避難時のスクリーニング及び除染体制の確保、災害時要援護者への対応等々、多くの課題に直面している。原子力規制委員会・原子力規制庁はもとより、関係府省庁との連携なくては、実効性のある広域避難計画の作成は困難である。

先般、国が設置した「広域的な地域防災に関する協議会」には、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府に加え、当連合も、オブザーバーとして参画している。同協議会では、今後、ワーキンググループを設置して広域避難の検討を進めることとされ、国から当連合に対し、広域避難の調整について協力要請があった。

もとより広域連合は、その設立趣旨に照らし、こうした課題に対する責務を担っており、積極的に対応していく。

については、実効性のある広域避難計画の策定に向け、広域避難対策のワーキンググループを運営するなかで、下記の事項について、迅速かつ適切に方針を提示されるとともに、関係府省庁横断で一丸となって対応されるよう申し入れる。

記

1 避難手段の確保 [規制庁、国交省]

多数の住民を一時に大量に避難させる必要が生じる可能性があることに備え、交通事業者との事前の協議・調整が不可欠であるため、以下を求める。

- ・ バス、鉄道等の交通事業者に対する協力要請を行うとともに、関係事業者による協力の取りまとめを行うこと。
- ・ 事業者が安心して活動できる環境整備として、運転士等の従業員の安全確保のための基準を早期に策定すること。
- ・ 緊急時に国も積極的に関与する形で移動手段の確保が行われるよう、連絡調整の体制や手順等をあらかじめ整備すること。

- ・ 災害時要援護者の迅速な避難が実施できるよう、自衛隊の協力を得ること。また、病院・社会福祉施設等の緊急搬送車両の整備を促進すること。

2 避難経路の確保 [規制庁、警察庁、国交省]

高速道路を主要な避難経路としても使うことが想定される。渋滞を抑制するためには、道路、特に高速道路の通行規制が必要である。また、避難途上でスクリーニングを行う必要があるため、その実施場所として高速道路の SA/PA 等を活用することが考えられる。このため、以下を求める。

- ・ 道路管理者に対する協力要請を行うとともに、道路管理者による対応の取りまとめを行うこと。
- ・ 交通規制や避難誘導に係る警察への協力要請を行うこと。

3 スクリーニング実施体制の整備 [規制庁]

多数の住民及び車両を対象に、避難途上で大規模なスクリーニング及び除染を行う場合に、周辺地方公共団体の協力が必要になると考えられるため、以下を求める。

- ・ 国や関係機関でスクリーニング要員育成研修事業を実施すること。
- ・ 国の財政負担でスクリーニング資機材を適切に配備すること。

4 モニタリング情報の活用 [規制庁]

広域避難措置は基本的にモニタリング結果に基づき実施される。避難時期や避難方向を迅速かつ適切に判断するためには、モニタリング結果を広域避難措置に有効に活用できる体制の整備が必要であるため、以下を求める。

- ・ 関係地方公共団体及び広域連合が避難実施に当たって活用できるよう、国が一元的に収集・分析するモニタリング情報を簡易に閲覧できる仕組みを整備すること。
- ・ 緊急時は、常設の観測網を補うため可搬型モニタリングポストを活用することになっているが、確実なモニタリングを実施するためには、常設の観測網の充実を図る必要がある。UPZ 外の区域も含めて、常設のモニタリングポストが広域的に適切に配置されているかを確認し、必要な追加配置を行うこと。

5 SPEEDI 等による予測情報の活用 [規制庁]

避難の判断をモニタリングの実測に頼りすぎることは、迅速な避難の妨げになるおそれがある。また、避難の方向についても、実測のみでは的確な判断を損ねるおそれがあることから、SPEEDI 等による予測情報が不可欠であると考える。このため、SPEEDI の信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を明示すること。

6 災害時要援護者への対応 [規制庁、厚労省]

災害時要援護者、特に入院患者、施設入所者について、受入先の確保、移動手段の確保、避難誘導のあり方等に関する対応方針を、国として早急に示すこと。

7 避難所及び仮設住宅建設用地の確保 [規制庁]

広域避難者を受け入れる自治体においては、多数の住民を収容するための避難所等の確保が必要となるため、国が所有する土地及び施設等に関する情報の提供及びその施設等の使用について積極的に対応すること。

8 原子力災害対策指針の早期改定 [規制庁]

原子力災害対策指針の中で今後の検討課題となっている「プルームの影響を考慮したPPAの導入」「UPZ以遠での安定ヨウ素剤の投与の基準等」については、特に広域的な影響が懸念されるため、時期を定めて早急に検討を行い、指針を改定すること。

9 国による財源の確保 [規制庁]

上記の事項に基づき、人員配置を含め、避難体制を整備するための費用については、国において確実に確保すること。

平成25年3月2日

関西広域連合

連合長	井戸 敏三	(兵庫県知事)
副連合長	仁坂 吉伸	(和歌山県知事)
委員	嘉田 由紀子	(滋賀県知事)
委員	山田 啓二	(京都府知事)
委員	松井 一郎	(大阪府知事)
委員	平井 伸治	(鳥取県知事)
委員	飯泉 嘉門	(徳島県知事)
委員	門川 大作	(京都市長)
委員	橋下 徹	(大阪市長)
委員	竹山 修身	(堺市長)
委員	矢田 立郎	(神戸市長)

次世代自動車充電インフラ整備促進に係る要請について

国（経済産業省）において創設された「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」に関し、乗用車の使用者が多数利用する施設を有する関係高速道路会社、チェーンストア協会等に対し、関西広域連合として充電器の設置を呼びかける。

1 要請内容

別紙要請文（案）のとおり。

2 要請先

乗用車の使用者が多数利用する施設を有する西日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱、阪神高速道路㈱、日本チェーンストア協会関西支部、日本チェーンストア協会中国支部、日本チェーンストア協会四国支部、（一社）日本フレチャイズチェーン協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、（㈱エディオン、上新電機㈱、（㈱）ケーズデンキ、（㈱）コジマ、（㈱）ヤマダ電機

3 要請の日程

3月2日（土） 関西広域連合委員会で決定

3月4日（月）以降 要請活動

参考1 「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」について

(1) 予算 平成24年度補正予算（経済産業省）

(2) 予算額 1,005億円（基金方式）

(3) 事業内容

① 都道府県及び高速道路会社策定の充電器設置ビジョンに合致するもの

充電器設置国補助率 2/3

② // // に合致しないもの 充電器設置国補助率 1/2

参考2 電力逼迫時の対応について

- ・電気自動車を「非常用電池」として利用することにより、電力逼迫時のピークカットにも貢献
- ・電力逼迫時には、充電能力の抑制・充電の停止等の対応が必要

参考3 充電器設置に係る留意点

- ・受電設備の増強が必要な場合がある。
- ・契約電力が増大する場合、電気料金単価が高くなる。

(案)

平成25年3月 日

要請先 あて

関西広域連合
連合長 井戸 敏三

次世代自動車充電インフラ整備促進に係る要請について

関西広域連合では従来から、電気自動車の普及促進に取り組んできたところです。

今般、電気自動車等次世代自動車の更なる普及を促進するため、国（経済産業省）において、平成24年度補正予算に「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」が計上されました。

今後、電気自動車の更なる普及を図るために、自動車の使用者が多く利用する高速道路のサービスエリア、大型商業施設、コンビニエンスストア等での充電器の設置が必要であり、府県が策定する充電器設置のためのビジョンに合致している場合、充電器購入費及び設置工事費の2/3が国から補助されます。

電気自動車は省エネ、二酸化炭素排出抑制に貢献するとともに、電力供給の逼迫時には、充電の抑制を行ったうえで、非常用電源としての活用も期待されることから、関西広域連合を構成する府県ではビジョンを策定予定であり、貴団体（貴社）としても、下記の点についての積極的な検討、協力を要請します。

記

- 1 貴団体構成員（貴社）管理施設への充電器の設置
- 2 府県のビジョン策定について、府県が必要に応じて行うアンケート、ヒアリング等への協力

海外事務所等の共同利用について

平成 25 年 3 月 2 日
本 部 事 務 局

1 海外事務所等の概要

府県市職員が現地に赴任し直営で運営する「海外事務所」と、業務を産業振興関係に限定し民間委託で運営する「海外ビジネスサポートデスク」がある。

なお、海外事務所は、産業振興（経済）、観光、文化、教育等幅広い分野の業務を行うものが多いが、産業振興（経済）分野に業務を限定するものもある。

（平成 25 年 2 月末現在）海外事務所：6 か国・12 箇所、海外ビジネスサポートデスク：9 か国・16 箇所

2 広域連合での取組の現状

海外ビジネスサポートデスクについては、広域産業振興局において、大阪府の拠点を活用し、2 年目以降に利用実績に応じた運営経費の負担を求める前提として、平成 24 年度から共同運用を開始（協調事業）。

現在、鳥取県及び徳島県が利用。平成 25 年度はさらに滋賀県が利用予定。

3 今後の方針性（案）

○ 将来的には、構成府県市の全ての海外事務所等の共同利用を目指して検討。当面、対応可能な業務から実施。

○ 海外事務所については、事務所を持つ府県市の業務に支障のない範囲で、平成 25 年度より次の取組を実施。

① 共同利用内容

- ・ 現地情報の簡易な調査
- ・ 行政、企業等の現地訪問等の際のアポイント、アテンド

② 共同利用方法

- ・ 利用希望者（府県市）が利用したい海外事務所を設置する府県市に直接連絡し、利用の可否を相談。

- ・ 案件によって利用者から実費を徴収。

※ 看板の設置が可能な海外事務所に、看板を設置。

○ 海外ビジネスサポートデスクについても、当面の間は運営経費の負担を求めず、利用府県市の拡大を進める。今後、その費用負担のあり方について、広域産業振興局として、海外事務所等の共同利用の状況を踏まえ、検討を行う。

※ 共同利用：無償で、他府県市の海外事務所等を利用すること。

※ 共同運用：有償又は将来的に有償となることを前提に、他府県市の海外事務所等を利用すること。

【利用できる事務所等と業務内容（平成 25 年度）】

	名称	設置／管轄地域	対応可能な業務内容 (※海外事務所は繁忙状況に応じて対応)
海外事務所	兵庫県海外事務所	・中国（香港） ・アメリカ（シアトル） ・オーストラリア（パース） ・フランス（パリ） ・ブラジル（クリチーバ）	・現地情報の簡易な調査 ・行政、企業等の現地訪問等の際のアポイント、アテンド
	大阪政府上海事務所	・中国（上海）	
	徳島県上海事務所	・中国（上海）	
	神戸市海外事務所	・アメリカ（シアトル） ・中国（天津、上海）	
	京都府上海ビジネスサポートセンター	・中国（上海）	【ビジネス用途に限定】 ・現地情報の簡易な調査 ・行政、企業等の現地訪問等の際のアポイント、アテンド
	鳥取県ロシアビジネスサポートセンター	・ロシア（ウラジオストク）	・現地情報の簡易な調査 ・行政、企業等の現地訪問等の際のアポイント、アテンド
海外ビジネスサポートデスク	大阪ビジネスサポートデスク	【平成 25 年度（予定）】 ・中国（華南） ・インド・ベトナム ・タイ・ミャンマー ・シンガポール ・インドネシア ・北米・ヨーロッパ	・国際ビジネス相談（現地での製品・部品等の市場概況、販売可能性等の報告） ・取引引合情報提供（現地代理店候補・取引先候補のリストアップ） ・現地出張支援（現地企業等とのアポイント調整、現地経済情報説明） (※すべて費用は利用者（企業等）負担)

平成25年3月2日
広域防災局

平成24年度関西広域応援訓練の開催結果について

「関西防災・減災プラン」に基づく初めての関西広域応援訓練（図上訓練）を次のとおり開催しました。

訓練で得た成果については、関西広域応援・受援実施要綱への反映や今後の災害対応等に活かしていきます。

1 訓練目的

- (1) 「関西広域応援・受援実施要綱」（本訓練を踏まえて3月策定予定）に定める広域連合、構成団体、連携県の応援・受援に係る活動の内容や手順の確認と課題の抽出
- (2) 広域連合、構成団体、連携県及び防災関係機関が一堂に会し、相互の連携強化や災害対応能力の向上を図ること

2 訓練内容

(1) 想定

東海・東南海・南海地震の発生による揺れと津波により、和歌山県、徳島県、三重県に甚大な被害が発生し、カウンターパート方式による応援・受援を実施

被災県	応援府県市
和歌山県	大阪府、大阪市、堺市、奈良県
徳島県	兵庫県、神戸市、鳥取県
三重県	京都府、京都市、福井県、滋賀県

被災県以外の府県市も被害を受けるが、被災県への応援も可能と想定

(2) 訓練方法

各フェーズの冒頭に、その時点で分かっている状況（被害情報・各機関の対応等）を集約し一括付与し、付与された状況に基づき、訓練参加者が「関西広域応援・受援実施要綱」の規定を踏まえ、応援・受援するにあたり、関係機関・団体と連絡調整を行い、必要なオペレーションを展開

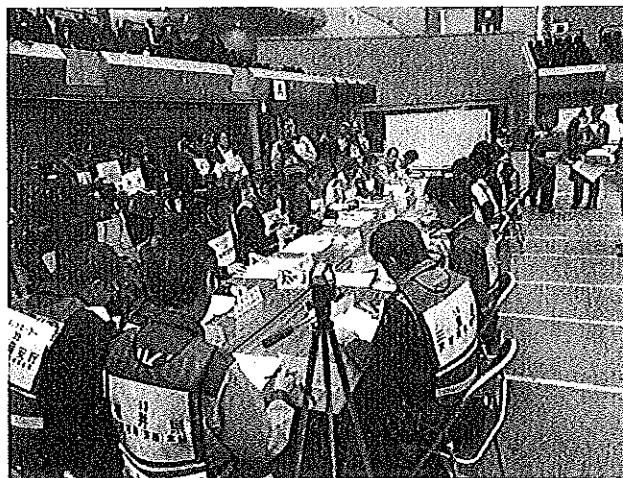
(3) 訓練日時・場所

平成25年2月13日（水） 12:00～17:00
グリーンアリーナ神戸（総合運動公園体育館）

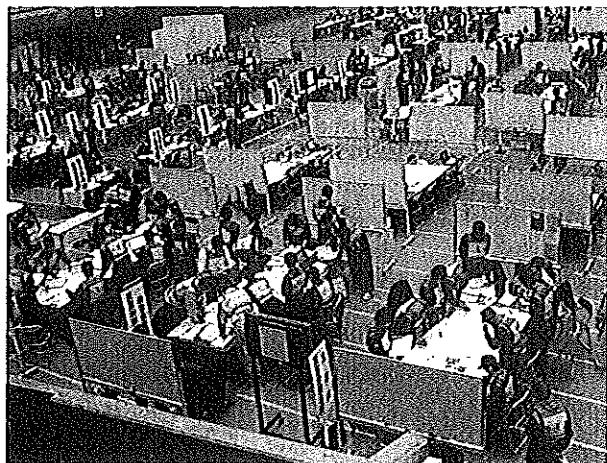
【訓練風景】



〔連合長あいさつ〕



〔訓練の様子(広域連合災害対策本部会議)〕



〔訓練の様子(遠景)〕



〔訓練の様子(徳島県災害対策本部)〕

3 参加機関 (46機関 約400名)

関西広域連合構成団体、福井県、三重県、奈良県、鳥取県、消防庁、全国知事会、九州地方知事会、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、日本赤十字社、近畿運輸局、近畿地方整備局、関西電力、大阪ガス、N T T、トラック協会、建設業協会、神戸旅客船協会 等

4 検証

関西広域防災計画策定委員会委員等が検証を行い、その検証結果を「関西広域応援・受援実施要綱」に反映させる。

ア 外部検証員

- | | |
|-------------------|-------|
| ① 消防庁消防大学校教授 | 戸谷 彰宏 |
| ② 兵庫県立大学准教授 | 木村 玲欧 |
| ③ 人と防災未来センター主任研究員 | 石川 永子 |

イ 内部検証員

各府県より 1 名

ウ 検証会議

3月 7 日に訓練参加機関による検証会議を行い、関西広域応援・受援実施要綱(案)の実効性の確認と次年度の訓練の在り方等について検討

5 外部検証員による講評 (主なもの)

(評価できる点)

- 先遣隊の派遣や広域連合災害対策本部会議を開催し、スムーズにカウンターパートが決定できた。
- カウンターパートの応援・受援がうまく機能しており、特に、応援府県市が被災県との応援調整のために被災県庁内に設置した現地支援本部については、表を作るなどしてうまく進行管理ができていた。

(改善を要する点)

- 被災県とそれを支援する現地支援本部との連携が重要
- 情報は自ら取りに行き、自ら発信していくことが必要であり、情報を収集、整理、判断、発信する能力、つまり情報処理力を、訓練を通じて伸ばしてほしい。
- 限られた情報を基に対策の優先順位をつけ、先を見越した災害対応を行うことが重要
- 実際の災害対応では職員が交代をしていくが、各構成団体等の対応状況をその都度ホワイトボードに整理していくこと等により、職員がしっかりと引き継いでいくことが重要

平成 25 年 3 月 2 日
広域防災局

広域防災における企業・団体等との災害時協定の締結について

関西広域連合では、昨年度末策定した「関西防災・減災プラン」に基づき、協定の締結等により、企業・団体等との協力・連携を進めることとしています。このたび、下記の団体及び事業者との間で、新たに協定を締結することとなりました。

記

○ 協定の内容

(1) 「大規模広域災害時における救援物資の提供及び調達に関する協定」

- ①協定の締結先 P & G ジャパン(株)
- ②締結日 平成 25 年 2 月 25 日 (締結済)
- ③内 容

- ・ P & G ジャパン(株)から広域連合への救援物資の無償提供 (平常時)
- ・ 広域連合から P & G ジャパン(株)への救援物資の供給要請 (災害時)
- ・ 救援物資の備蓄、活用状況等についての情報交換

(対象物資)

- ・ 乳幼児用紙おむつ (パンパース)
- ・ 生理用品 (ウイスパー)
- ・ その他

(2) 「復興まちづくりの支援に関する協定」

- ①協定の締結先 阪神・淡路まちづくり支援機構
- ②締結日 平成 25 年 3 月 (調整中)
- ③内 容

- ・ 阪神・淡路まちづくり支援機構は、連合構成団体からの要請に基づき、次の事項について、専門家を派遣
 - ア 専門相談の実施
 - イ 市町村及び地域の復興まちづくり推進組織等への参画
 - ウ その他復興に向けたまちづくり事業
- ・ 広域連合及び阪神・淡路まちづくり支援機構は、平常時から情報交換や訓練の実施等、連携強化に努める。

【阪神・淡路まちづくり支援機構】

○構成団体

兵庫県弁護士会、大阪弁護士会、近畿税理士会、土地家屋調査士会近畿ロック協議会、近畿不動産鑑定士協会連合会、近畿司法書士会連合会、社団法人日本建築家協会近畿支部、近畿建築士会協議会、建築士事務所協会近畿ロック協議会、日本技術士会近畿本部

○目的・事業

災害復興まちづくりのニーズに対応するために、専門家同士で連携し、異なる専門職能がワンパックとなって、被災地の市民のまちづくりを支援

(具体的な事業内容)

総合専門相談、被災地出張相談、専門家派遣、研究と提言

(3) 「船舶による災害時の輸送等に関する協定」

①協定の締結先 近畿旅客船協会及び神戸旅客船協会

②締結日 平成25年3月(調整中)

③内容

- ・ 旅客船協会及び同協会員は、災害時において、連合構成団体からの要請に基づき、次の事項について、船舶による輸送等の業務に協力
 - ア 被災者(滞留者を含む)の輸送(災害時帰宅支援対策にも対応)
 - イ 災害救助に必要な物資等の輸送
 - ウ 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送
 - エ その他船舶による支援
- ・ 旅客船協会は、連合構成団体からの要請に、可能な限り協会員が応ずるよう必要な調整を実施
- ・ 広域連合は、複数の構成団体の同時被災等により協力要請の集中が予想される場合に構成団体間の協力要請の調整を実施

【旅客船協会】

○近畿旅客船協会

- ・滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県内の旅客航路事業者が協会員
- ・正会員35事業者、賛助会員3事業者

○神戸旅客船協会

- ・兵庫県内の旅客航路事業者が協会員
- ・正会員23事業者、賛助会員4事業者

[参考]これまでに広域連合が企業・団体と締結した災害時協定

○「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」

- ・平成23年9月22日にコンビニ事業者、外食事業者等25社と締結
- ・平成24年11月22日に外食事業者2社と追加締結

東南アジアトッププロモーションの実施結果について

広域観光・文化振興局

経済伸長や訪日観光ビザの拡充等により、東南アジア地域の観光市場としての期待が急速に高まる中、2月17日(日)から20日(水)にかけて、関西経済界とともにシンガポール及びマレーシアにおいて下記のとおりプロモーションを実施し、関西観光の魅力を積極的にアピールしました。

記

1 実 施 日 平成25年2月17日(日)～20日(水)

2 主な参加者 山田 啓二 広域観光・文化振興担当委員(京都府知事)〈団長〉
秋山 喜久 協議会会长
春田 謙 新関西国際空港株式会社代表取締役副社長
その他、和歌山県政策統括参事等も参加

3 概 要

<2月17日(日)>

- (1)交流レセプション 19:30～21:00 (「ザ・リージェント シンガポール」)

交流レセプションに先立ち、リム・フン・キャン貿易・産業大臣やライオネル・ヨー観光庁長官等と面談し、ツーリズム及び産業の交流促進に向け意見交換を実施。
続いて、日系企業関係者やビジットジャパン大使等との交流会を開催。「関西の伝統やグルメの魅力をしっかり伝え、関西、日本の振興につなげてもらいたい。」などの意見が寄せられた。

<2月18日(月)>

- (1)意見交換会 12:00～13:30 (「ギュンター」(シンガポール中心街))

リュー・タク・ヨー運輸大臣、ゴー・チュン・ポン シンガポール航空CEOなど現地政財界要人と懇談を行い、関西とシンガポール相互の発展のために、今後、人流や物流などの経済交流を推進していくことを確認。
- (2)旅行社等訪問

シンガポール全国旅行業協会(NATAS)、シンガポール航空、旅行社などを訪問し、広域観光ルートやKANSAI国際観光YEARの取組など関西観光の魅力を積極的にアピールした。

<2月19日(火)>

- (1)マレーシア旅行業協会(MATTA)訪問・記者会見 10:00～11:45 (同協会 (クアラルンプール))

マレーシア旅行業協会会长で世界イスラム観光協会会长でもあるモハマド・カーリド・ビン・ハールーン会長と面談。「[KANSAI国際観光YEAR]はタイムリーな企画であり注目したい」などの発言があり、今後お互いに協力して交流を進めることを確認。
面談の後の記者会見において、現地メディアに対し関西の魅力について売り込みを行った。
- (2)マレーシア政府観光局訪問 14:10～15:20 (同局 (プトラジャヤ))

観光や環境・産業など様々な分野にわたって、意見交換を実施。ヤン・ベルホルマット・デト副大臣から「観光産業とともに環境保全技術にも着目している」との発言があり、観光をはじめとして産業技術など幅広い分野で交流を進めていくことを確認した。

ドクターへリの愛称決定について

広域医療局

関西広域連合管内の3機のドクターへリ（大阪府、公立豊岡病院、徳島県）について、平成24年11月14日～12月14日まで愛称の公募を行い、次のとおり愛称を決定しました。

1 応募総数 392点

(内訳)	大阪府ドクターへリ	111点
	公立豊岡病院ドクターへリ	100点
	徳島県ドクターへリ	148点
	指定なし	33点

2 愛称について

○大阪府ドクターへリ

愛称：KANSAI・もず

受賞者 山形県米沢市 松谷 忠和 様

○公立豊岡病院ドクターへリ

愛称：KANSAI・こうのとり

受賞者 京都府京都市 森田 和城 様

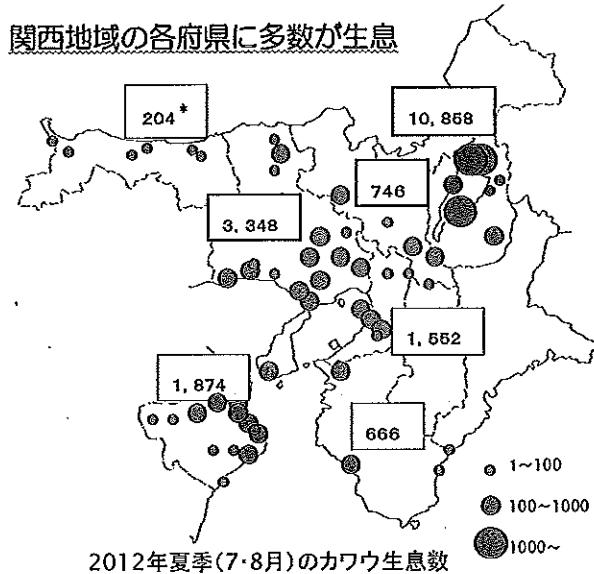
○徳島県ドクターへリ

愛称：KANSAI・藍バード

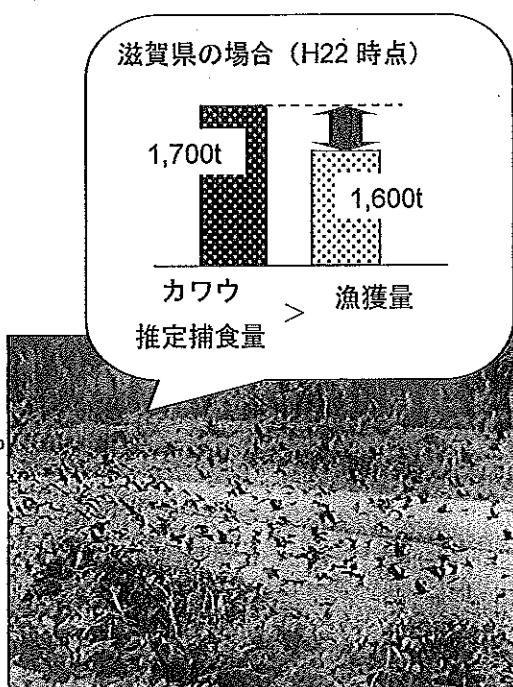
受賞者 徳島県徳島市 中井 蒼彩 様

関西地域カワウ広域保護管理計画の策定について

1. カワウの現状



*鳥取県の独自調査結果



河川に集団で飛来し、魚類を捕食する

2. パブリックコメントの結果・内容

- ①実施期間：平成 24 年 10 月 26 日～11 月 22 日
- ②コメント件数：14 件（9 人）の意見提出
- ③京都府、大阪府、滋賀県、徳島県の 4 府県から提出

【パブリックコメントから見たこと】

被害の訴えが、「京都」・「大阪」・「徳島」からも出され、広域連合で取り組む必要性・重要性を確認

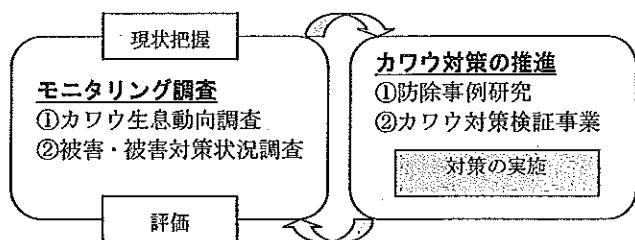
【主なコメント】

- ①地域におけるカワウ被害に困窮している状況を訴えるもの
 - ・有害鳥獣捕獲をおこなっているが、対症療法に過ぎず、計画的なコントロールには至っていない。対策は困難であり、またその人手も足りない。
 - ・カワウ問題が発生から、10 年以上経過し、飛来も増え、対策経費が嵩み漁協経営ができなくなってきた。
- ②関西広域連合の取組みに対する技術的な意見や提案に関するもの
 - ・カワウ対策検証事業の成果、防除事例研究の充実に期待。
 - ・銃器駆除は広域で実施しないと効果がない。

3. 計画のポイント（詳細は別添計画参照）

①広域的な調査及び情報の収集・とりまとめおよび先進的な取組みの試行をおこない、得られた知見を元に各地域における対策の方向性を示すことにより、地域毎の取組みの推進を図る。

②取り組みは「モニタリング調査」および「カワウ対策の推進」を基本とし、順応的管理をおこなう。



4. 計画の推進～来年度以降の取組

《カワウ対策検証事業》

これまでの課題

- ・個々の漁場で個別に対策
- ・防除のみで、根本的な解決につながらない

今後の対策

飛来元（ねぐら・コロニー）における
対策を組み合わせて実施

対策の内容

①遠ざける（分布管理）

- ・被害地に近いねぐらの除去
(捕獲・追出し・ビニール紐張り等)
- ・新規ねぐらの成立防止（見回り・追出し等）
- ・残すねぐら・コロニーでのゾーニング等
(追出し、ビニール紐張り等)

②数を減らす（個体数管理）

- ・捕獲（銃器等）
- ・繁殖抑制（ドライアイス投入等）



↑銃器捕獲

巣へのドライアイス投入→

連携して実施

③来た時に備える（被害防除の指導・支援）

- ・対策資材の購入配布（追払い用花火等）
- ・対策の指導・提案
(テグスの張り方、放流方法、魚の隠れ場所設置等の提案)
- ・河川管理者等との調整、許認可手続きの支援

広域的視点を取り入れた対策の効果を検証し
各府県・市町村が実施する対策の効果的な推進を図る

関西地域カワウ広域保護管理計画

平成25年3月

関西広域連合

目次

I 経緯等	
1. 計画策定の背景と目的	… 1
2. 関西地域における現状と課題	… 1
(1) 生息状況と捕獲状況	
①生息状況	
②捕獲状況	
(2) 被害状況と被害対策状況	
①被害状況	
②被害対策状況	
II 計画の基本的な情報	
1. 保護管理の目標	… 4
2. 計画の期間	… 4
3. 対象区域	… 4
4. 計画の実施体制	… 4
(1) 基本的な方針	
(2) 関西広域連合と府県・市町村の役割分担	
5. 計画の位置づけ	… 4
III 目標達成のための施策	
1. 基本的な方針	… 5
2. 取組みの手順	… 5
(1) 現状把握	
(2) 対策の推進	
(3) 評価・見直し	
3. 施策の内容	… 6
(1) モニタリング調査	
①カワウ生息動向調査	
②被害状況及び被害対策状況の把握	
(2) カワウ対策	
①防除事例研究	
②カワウ対策検証事業	

I 経緯等

1. 計画策定の背景と目的

かつて全国に生息していたカワウは、関西地域においても広く分布していたと考えられるが、1970年代にかけて、水辺環境の改変や化学物質による環境汚染等によって個体数は減少し、分布域も縮小したと考えられる。カワウが不在の間にも水辺環境の開発は進み、人とカワウとがさまざまな形で付き合ってきた文化も失われた。そこに、カワウの個体数と分布が回復し始めたために、1990年代以降、水産被害等の問題が顕在化するようになった。関西地域のカワウの生息環境は多様であり、地域によって被害の状況が異なるため、カワウの個体数を減らすといった単純かつ一律の目標設定や対応では、関西地域全体の被害の軽減は難しいと考えられる。そのような中でも、カワウは府県の境界を越えて広域を移動するため、各地における被害を軽減するには広域で総合的に管理することが必要となる。

本計画の目的は、在来種であるカワウの持続的な生息を前提としつつ、広域でカワウの保護管理に取り組むことによって、関西地域全体のカワウ被害を総合的かつ効率的に減らすことである。これにより、カワウを含む豊かな水辺生態系の回復を目指す。

2. 関西地域における現状と課題

(1) 生息状況と捕獲状況

①生息状況

平成24年5月までに確認されたねぐら・コロニーは79か所で、琵琶湖や瀬戸内海の沿岸、島、河川、ダム湖、溜池などに広がっていた。個体数は季節によって大きく変動した。この変動は、琵琶湖沿岸の大コロニーの個体数が夏季に1.5万羽、冬季に1,500羽と大きく変動することに主に起因している。

京都府および兵庫県の内陸部のように冬季に個体数が多くなるねぐら（「冬ねぐら」という。）では、滋賀県の個体が冬季に飛来し、個体数が増加している可能性がある。しかし、夏季から冬季にかけての滋賀県の個体数の減少は、冬ねぐらにおける増加分および滋賀県における大規模捕獲（後述）の数をはるかに凌いでおり、自然死亡を考慮したとしても、冬季には大半のカワウが関西広域連合圏外へ移出していると推測される。パンティング調査の結果、滋賀県竹生島で生まれた幼鳥が関西広域連合の圏域を越えて広範囲で観察されていることも、この推測を支持する1つの根拠と考えられる。

ただし、詳細な動向は解明されていない部分が多く、今後もモニタリングを継続する必要がある。

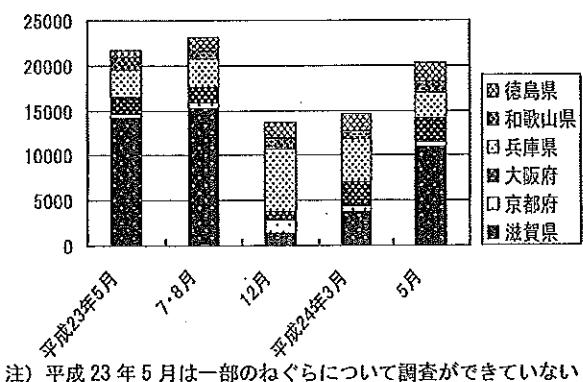
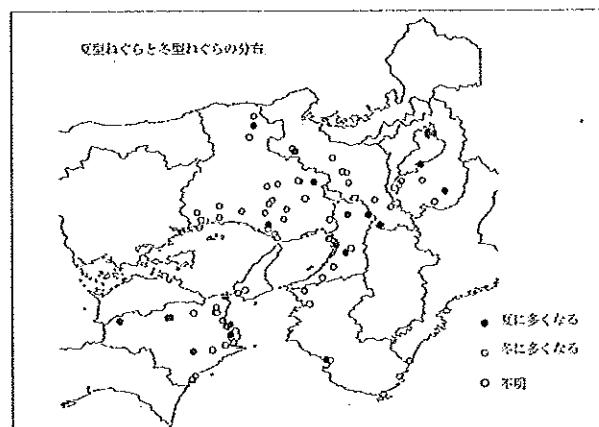


図1. 府県別カワウの個体数の季節変化



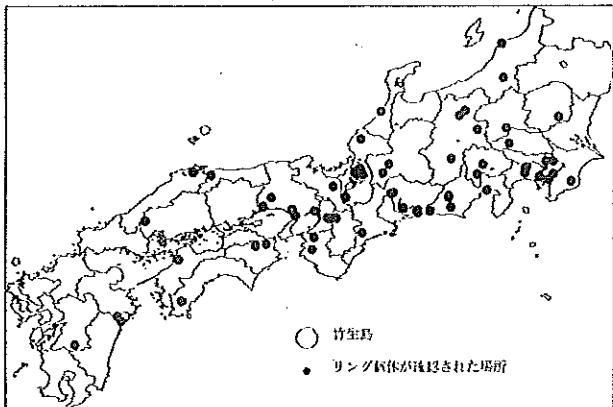


図3. 竹生島で標識されたカワウが観察された場所
(平成14年～平成24年3月)

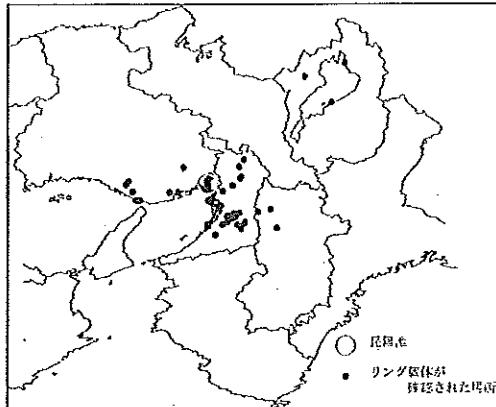


図4. 昆陽池で標識されたカワウが観察された場所
(平成13年～平成24年3月)

②捕獲状況

関西広域連合圏内では、カワウの個体数と被害の増加に伴い、捕獲が実施されている。平成23年度の関西広域連合圏内の合計捕獲数は約16,500羽であり、そのうち滋賀県における捕獲が15,000羽以上を占めている。滋賀県においては、過去には有害鳥獣捕獲として、平成22年に特定鳥獣保護管理計画が策定されて以降は計画に基づく個体数調整として、大規模なコロニーにおける集中的な捕獲が実施されている。一方、その他の府県においては、主に河川や溜池等の飛来地において被害防除のための有害鳥獣捕獲が実施されている。

近年、滋賀県においては個体数の減少傾向がみられ、捕獲による一定の効果があるものと考えられる。しかし、市街地近隣や地形条件等によっては銃器の使用ができないこと、他地域からの移入によりカワウの飛来数が減少しない場合があること、追払い効果等によりカワウが移動し、他地域へ被害が拡散するおそれがあること等の課題があり、銃器捕獲が必ずしも有効な手法とは限らない。

(2) 被害状況と被害対策状況

①被害状況

カワウは魚食性で、300～500g/日という大量の魚類を捕食する。このため、河川や溜池等の飛来地においては、水産対象魚種の捕食や遊漁者数の減少による遊漁料収入の減少等の水産被害が顕著となっている。状況によってカワウの個体数と被害量の増減は一致しない場合があり、カワウの飛来数は少ないが大きな被害に悩む地域もある。

一方、ねぐら・コロニーにおいては、糞の付着や造巣期の枝折り等により、樹木の衰弱や枯死等の植生被害が生じている。また、公園内の池のように人の生活圏と近い場所においては、糞や羽の飛散、悪臭、鳴き声騒音等による生活環境被害も生じている。

被害の原因や内容等が大きく異なるため、正確な被害量や被害額を把握できていないのが現状である。

②被害対策状況

河川等の飛来地においては、ネットやテグスを張ることによるカワウの着水防止や見回りによる追払い等、水産業者による自主的な取組みが実施されている。一方ねぐら・コロニーにおいては、樹木にビニルひもを張ることによる利用制限、偽卵を用いた繁殖抑制、銃器による捕獲等が実施されている。しかし、現状では各地の対策が個別に行われ、連携した取組みになっていない場合が多く、また、技術や資金の不足、地域住民の反対等により、十分な対策を実施できていない地域もあり、必ずしも被害の減少につながっていない。

II 計画の基本的な情報

1. 保護管理の目標

当該計画期間においては、地域毎の被害量の顕著な減少を目標とする。

また、このことを通して、人間活動と共にカワウが生態系の一員として生息できる豊かでバランスの取れた生態系を取り戻すことを、長期的な目標とする。

2. 計画の期間

平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月（3 年間）

3. 対象区域

関西広域連合圏内（ただし、鳥取県を除く。）

4. 計画の実施体制

（1） 基本的な方針

本計画の実施に当たっては、関西広域連合広域環境保全局自然環境課が事務局となり、構成府県・市の関係各課、試験研究機関等と連携するとともに、水産業者、野鳥保護団体、狩猟団体、地域住民等からも協力を得るよう努めることとする。

（2） 関西広域連合と府県・市町村の役割分担

関西広域連合：広域的な視点を活かし、カワウ生息状況・被害状況・被害対策状況のモニタリング調査の実施、情報の収集・とりまとめ・周知、先進的な事業の試行的な実施、広域保護管理計画の策定・運用・評価をおこなう。

府県・市町村：連合による取組みへの協力、地域における対策の継続をおこなう。ただし、必要に応じて新たな対策の検討・実施することを妨げるものではない。

5. 計画の位置づけ

本計画は、府県を越えて広域的に移動するカワウの保護管理のため、関西広域連合が実施する内容について、関西地域としての方向性を示すものである。原則として、3 年間の取組み結果を踏まえて計画の評価・見直しを実施し、より具体的な内容を充実させた計画へと更新する。なお、状況の変化等により修正が必要になった場合は、計画期間にかかわらず見直すこととする。

また、関西広域連合の構成府県は中部近畿カワウ広域協議会の構成員でもあることから、本計画の内容は、中部近畿カワウ広域協議会が平成 24 年 4 月に策定した中部近畿カワウ広域保護管理指針の考え方沿ったものとする。ただし、科学的情報の蓄積や社会的状況を踏まえた検討の結果、中部近畿カワウ広域保護管理指針との齟齬が生じた場合には、上述の協議会と協議するものとする。

Ⅲ目標達成のための施策

1. 基本的な方針

関西広域連合は、広域的な立場を活かし、府県域を超えた調査及び情報の収集・とりまとめを実施し、得られた知見を元に各地域における対策の方向性を示すことによって、地域毎の取組みの推進を図る。また、カワウの生息状況や被害状況等を考慮した、地域における総合的な対策の検証事業を実施する。

施策の実施に当たっては、関係者間での情報共有を徹底し、十分に合意形成を図る。また、モニタリング調査により対策の効果を検証し、科学的知見に基づいて計画を修正する「順応的管理」を行う。

2. 取組みの手順

(1) 現状把握

カワウの生息動向及び被害状況・被害対策状況のモニタリング調査を実施する。

(2) 対策の推進

(1) の結果に基づき、地域毎のカワウ対策が推進されるよう体制整備を進める。

まず、カワウの行動圏を考慮し、一体的に対策をおこなうべき地域の区分を明確にする。この地域単位を基本として、関係者間で連携して、被害実態の具体的把握、実現可能性等を踏まえた目標レベルの設定、対策手法の決定を進めていく。

本計画期間においては、カワウ対策のモデルとなる地域を選定し、対策検証事業を実施するほか、各地における対策の事例集を作成し、当事者間の情報共有に活用する。

(3) 評価・見直し

カワウの生息動向及び被害状況・被害対策状況の調査を継続的におこなうことによって、対策の効果を評価し、必要に応じて計画の修正へ反映させる。

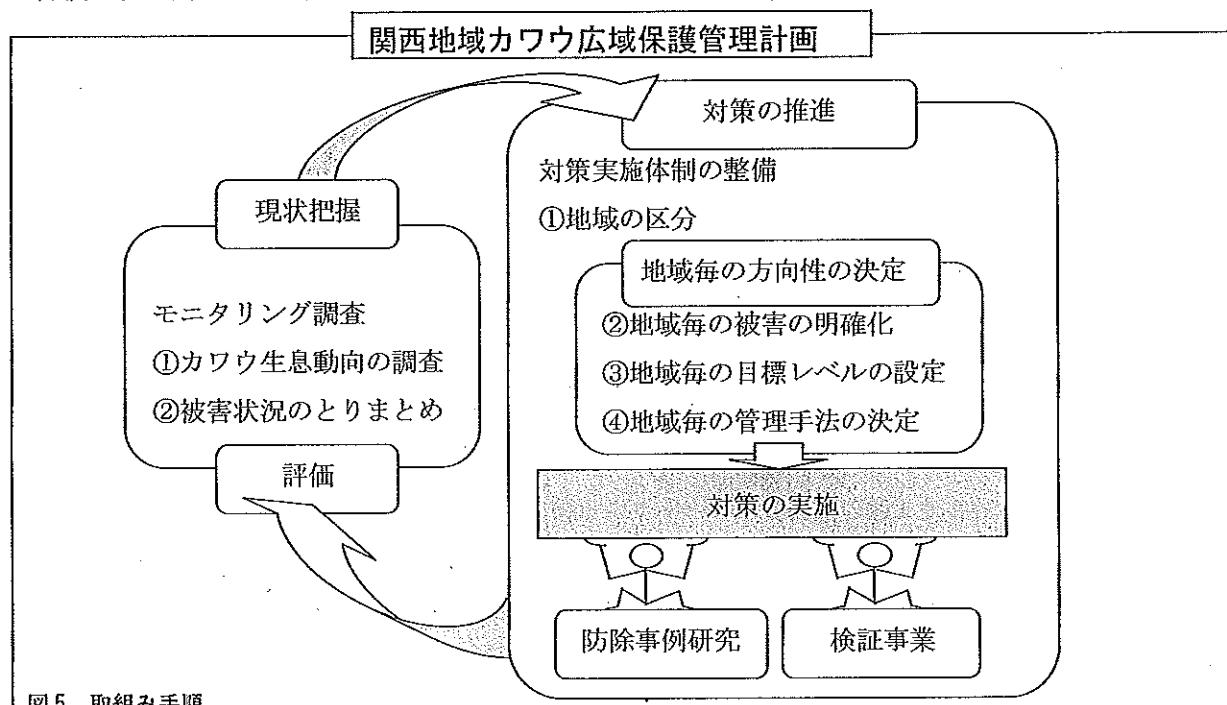


図5. 取組み手順

3. 施策の内容

(1) モニタリング調査

①カワウ生息動向調査

カワウの生息状況についてモニタリング調査を実施し、生息動向を把握する。本結果は、ねぐら・コロニーシート（資料編 様式1）にとりまとめ、各ねぐら・コロニーの情報を一元管理する。

本調査の結果は、広域的な視点からの効果的な対策時期・場所の選定や、被害地間の連携等の検討に活用する。また、今後の個体数の変化を予測し、対策にかける努力量を決定する判断材料とするほか、対策の効果を評価することにも活用する。

調査内容は以下に示すものを基本とし、手法・頻度等についてはカワウの生息状況等に応じて最適なものを選択する。ただし、モニタリング調査の性質上、過年度からのデータとの継続性が維持され、かつ他地域におけるデータとの比較が可能となるよう留意することとする。

【モニタリング調査の内容】

①ねぐら・コロニー調査

i) 個体数調査

ii) 繁殖状況調査

②バンディング調査※

※足環の装着によって個体識別が可能になったカワウの観察データを収集し、移動・繁殖・年齢等の基礎的情報を明らかにするもの。

②被害状況及び被害対策状況の把握

カワウによる主な被害として、河川や沿岸部等の飛来地における水産被害と、ねぐら・コロニーにおける植生被害及び生活環境被害がある。これらの被害は、さまざまな要因によって、被害地毎に被害の発生時期や内容が異なる。そのため、各被害地共通の有効な被害対策手法があるわけではなく、地域の実情に応じた被害対策を考案する必要がある。そこで、関西広域連合として、各地におけるカワウによる被害の状況及び被害対策の状況を具体的に把握するため、各府県・市を通じて圏内における情報を収集することとする。

本調査の結果は、①の結果と合わせて、カワウ生息状況と被害状況等の関係を明らかにし、効果的な対策の時期や場所、手法の検討に活用する。また、各地で個々に実施されている被害対策の情報を収集し、現場にフィードバックを行うことにより、被害地間で連携した効果的な対策の実施を促進する。さらに、収集した情報をもとに広域連合域内のカワウ被害を数値指標化し、被害指数として活用することを目指す。この被害指数により各地の被害状況の経年変化を把握し、被害対策効果の評価、ひいては本計画の進捗状況の評価を実施する。

調査方法として、各被害地共通の被害対策シートによる被害状況の調査を基本とする。このシートの様式として、飛来地における水産被害については被害対策シート（水産被害）（資料編 様式2）を基本とするが、シートの収集状況及び記入者等の意見により随時改善を図るものとする。また、ねぐら・コロニーにおける植生被害及び生活環境被害については、関西地域の状況をふまえ、必要に応

じて被害対策シートの様式等を検討する。シートの情報を補うものとして、アンケート及びヒアリング等を組み合わせることとし、アンケート項目及び評価方法について検討する。

被害指数は、被害の種類毎に算出することとし、その具体的な算出方法を計画期間中に確立することを目指す。指数は、被害者の感じる被害量を表すもので、地域毎に経年変化を把握できるものとする。例えば水産被害について、指数の算出根拠として、カワウの飛来羽数のみを利用するのではなく、被害対策シートにより得られる「被害感の変化」や、アンケート等による「遊漁料収入の減少」「稚アユ放流にかかった費用」「カワウ対策に要した費用」等の金銭的数値を組み合わせ、水産業者の感じる被害量の実態に即したものとする。

(2) カワウ対策

①防除事例研究

特徴的な被害対策を実施している市町村及び水産業者等に対してヒアリングを実施し、対策の成功・失敗の生の声を収集する。これを事例集としてとりまとめ、当事者同士の情報共有のため広く提供し、対策意識の向上を図る。

これまで、十分なカワウ対策を講じられなかった地域や、実施しても効果が得られなかつた地域に対して、効果的な対策を提示することで、関西地域全体としてカワウ被害の軽減を図る。

②カワウ対策検証事業

ねぐら・コロニーと被害地の関係性を考慮した上で、総合的かつ試験的な対策の効果を検証するため、関西広域連合直轄でカワウ対策検証事業を実施する。カワウ生息状況及び被害状況等に応じて、ねぐら・コロニー及び被害地のそれぞれにおける効果的な対策を地域に提示、実施するとともに、地域の関係者の協力体制を構築するため、互いの顔が見える関係を築く場を提供する。

これまで各被害地で個別に実施されていた被害対策について、ねぐら・コロニーや周辺の被害地との関係等、広域的な情報を考慮することにより、効果的な対策を実施することが可能になり、地域としてカワウ被害が軽減することを目指す。また、この事業の実施により、地域における協力体制を整え、積極的なカワウ対策を推進する。さらに、事業の経過は、結果の成功・失敗にかかわらず広く情報共有することとし、検証事業の事例が増えるとともに、パターン化あるいは共通の重要事項の絞り込み等、検証事業対象外の地域でも応用できる情報を集積していく。

事業は、1年に2か所程度について、2年間実施することとするが、状況に応じて継続も妨げないこととする。事業実施場所は、カワウ生息状況、被害状況、被害対策状況、被害地とねぐら・コロニーの分布タイプ等の情報から検討し、各府県・市の要望と実情を踏まえて決定する。実施する内容は、ねぐら・コロニーにおける捕獲・追い出し・繁殖抑制、被害地における防除対策の提案・指導、地域における関係者の意見交換会の開催等を基本とし、地域の状況に応じて柔軟に実施する。

韓国大慶圏広域経済発展委員会との相互交流事業の実施について

平成 25 年 3 月 2 日
本 部 事 務 局

昨年 3 月に相互の事業協力及び情報交流に関する覚書を締結した韓国大慶圏広域経済発展委員会（以下「大慶圏」という。）との継続的な事務レベルでの相互交流及び関西広域連合の P R を目的として、4 月 3 日（水）から韓国大邱広域市で開催される「第 10 回インターナショナルグリーンエネルギー エキスポ & カンファレンス」（以下「グリーン EXPO」という。）に参加し、関西の紹介及び関西広域連合の取組み等を P R する。

1 事業内容

(1) グリーン EXPOへのブース出展

「関西」へのさらなる理解を深めることを目的に、グリーン EXPO に関西広域連合ブースを設置し、「関西」の認知度を高める紹介を行うとともに、大慶圏と関西広域連合との相互協力事業分野である広域産業振興及び広域環境保全の取組みも併せて P R する。

（※ コーディネーター役の滋賀大学も参加・出展を予定）

(2) 職員の派遣

本部事務局、広域産業振興及び広域環境保全局職員を派遣し、大慶圏等関係機関の訪問やグリーン EXPO での P R 活動を行う。

2 事業に要する費用

約 70 万円（ブース設営費用及び職員派遣旅費）

【参考】

※ 第 10 回インターナショナルグリーンエネルギー エキスポ & カンファレンスの概要

会期：平成 25 年 4 月 3 日（水）～5 日（金）10:00～18:00

会場：韓国大邱広域市 大邱コンベンションセンター（EXCO）

内容：新エネルギーに関する技術・製品の紹介を通して商談を行うビジネスメッセ

主催：韓国大邱広域市、慶尚北道

規模：25 か国 400 社 1200 ブース

※ 「びわ湖環境ビジネスメッセ 2012」における韓国側の取組み

昨年 10 月に滋賀県で開催された「びわ湖環境ビジネスメッセ 2012」では、韓国より産官学合わせて 9 団体がブースを出展し、李慶尚北道政務副知事や金大慶圏広域経済発展委員会事務総長をはじめ多数の関係者が来日している。

今冬の電力需要状況等について

平成25年3月2日
関西電力株式会社

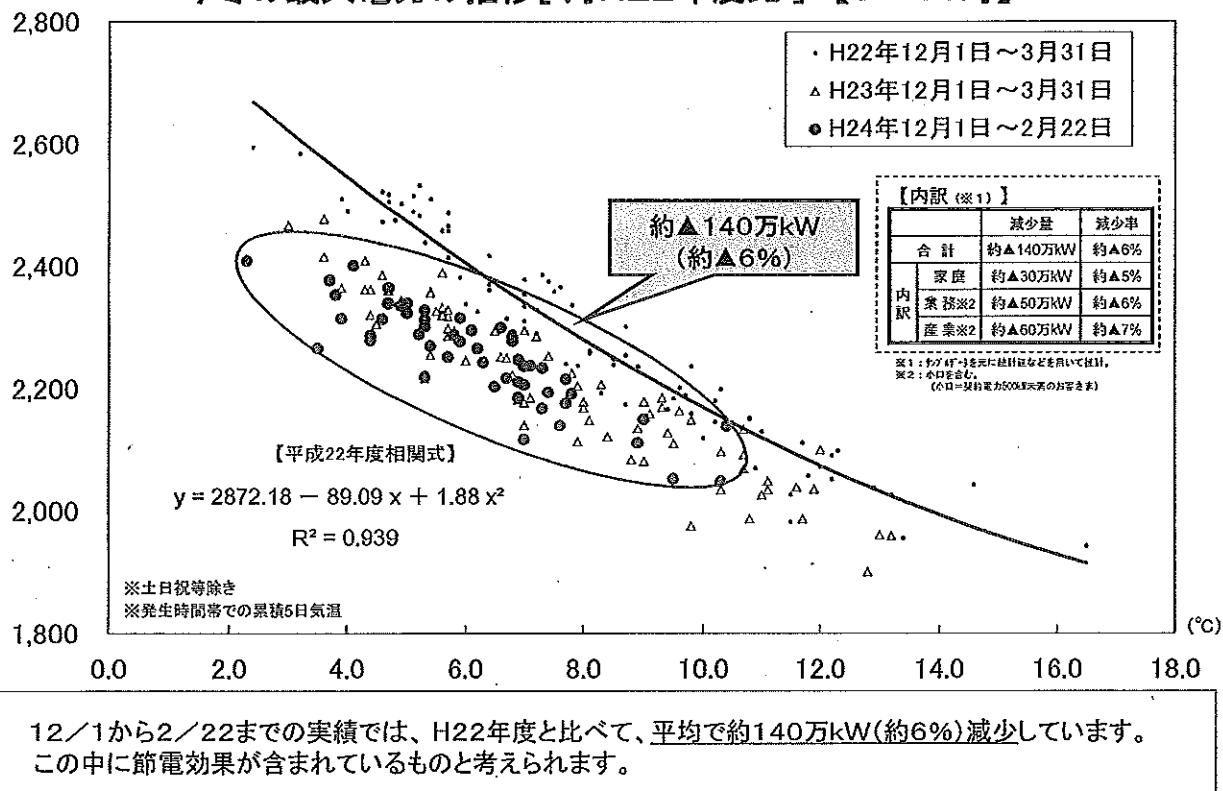
平素は、弊社事業にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今冬における節電のお願いにあたりましては、多大なるご理解とご協力を賜り有難うございます。
本日は、今冬の電力需給状況についてご報告させていただきます。

1. 今冬の最大電力の推移（対H22年度比）【9～10時】 → ①
2. 今冬の最大電力の推移（対H22年度比）【18～19時】 → ②
3. 今冬の最大電力および気温の推移 → ③
4. 今冬の電力量実績の推移（家庭用：従量電灯A） → ④
5. 今冬の電力量実績の推移（業務用：契約電力500 kW以上） → ⑤
6. 今冬の電力量実績の推移（産業用：契約電力500 kW以上） → ⑥
7. 地域（支店）別・用途別の電力量実績（H24年12月分） → ⑦
8. 地域（支店）別・用途別の電力量実績（H25年1月分） → ⑧
9. 弊社支店別所管エリア → ⑨

(万kW)

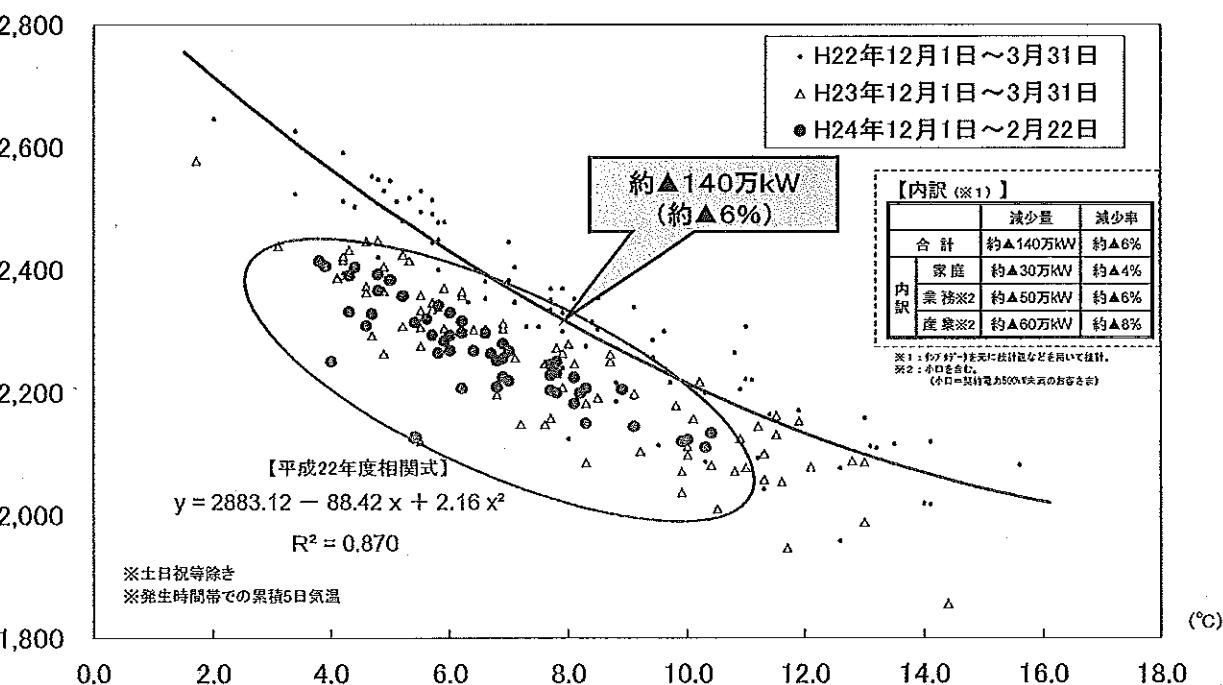
今冬の最大電力の推移[対H22年度比] 【9~10時】



12/1から2/22までの実績では、H22年度と比べて、平均で約140万kW(約6%)減少しています。
この中に節電効果が含まれているものと考えられます。

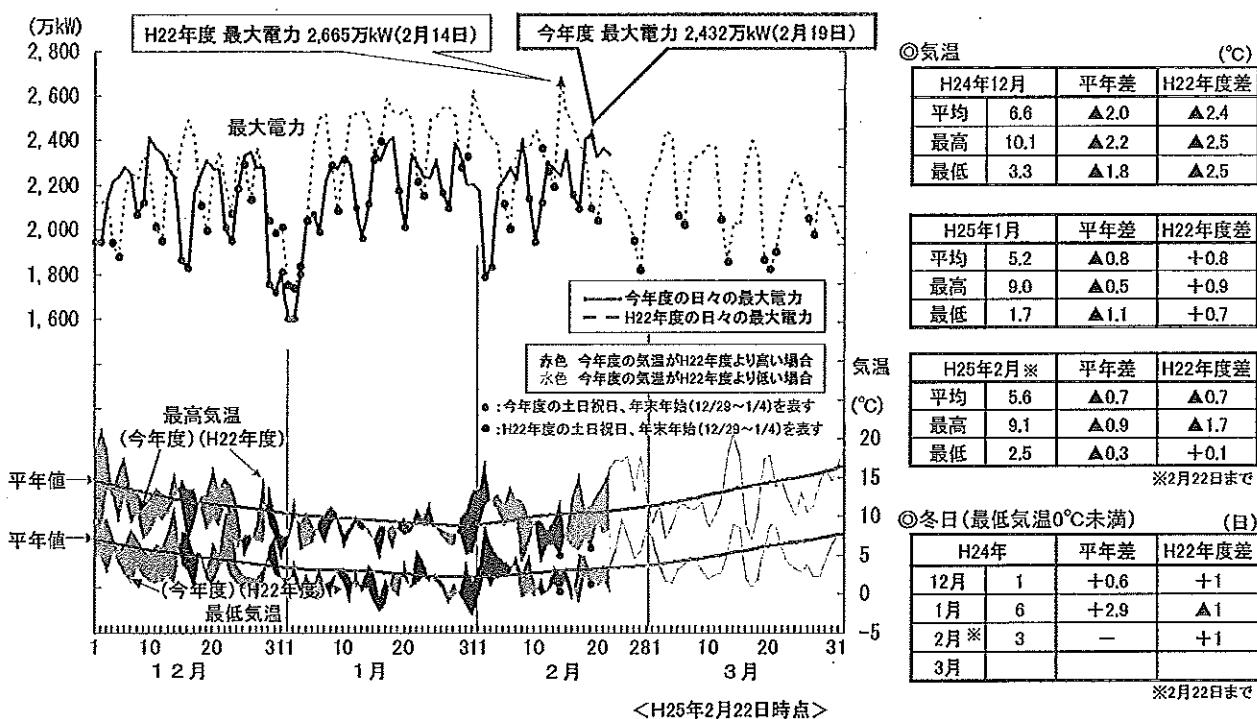
(万kW)

今冬の最大電力の推移[対H22年度比] 【18~19時】



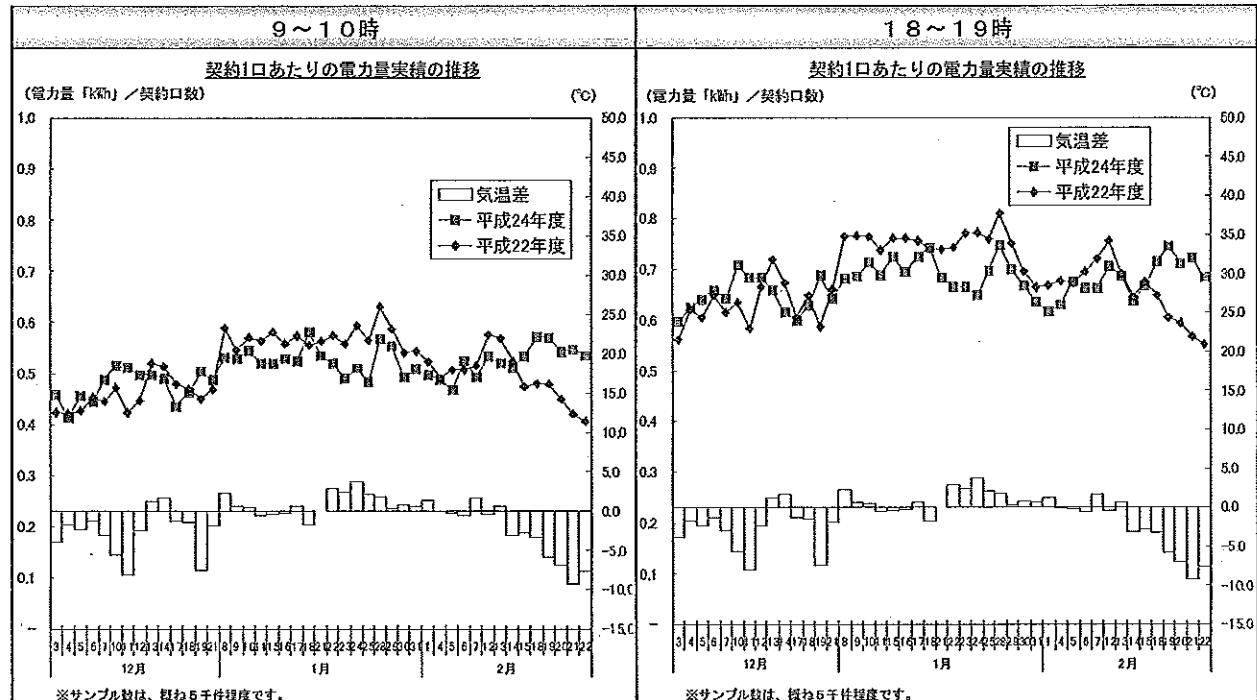
12/1から2/22までの実績では、H22年度と比べて、平均で約140万kW(約6%)減少しています。
この中に節電効果が含まれているものと考えられます。

今冬の最大電力および気温の推移



今冬の電力量実績の推移（家庭用：従量電灯A）

○今年度および一昨年度(平成22年度)の平日の9～10時と18～19時における契約1口あたりの電力量実績の推移をお示します。
○気温は大阪市の当該時間帯の気温を使用しています。
※電力量実績はサンプルデータを使用していることから、それぞれの需要種別全体の電力量が平均化されたものではありません。
※一昨年度実績については曜日補正をしており、平成24年度・平成22年度のいずれかが土日祝・年末年始(12/28～1/4)となる日を除いております。



今冬の電力量実績の推移（業務用：契約電力500kW以上）

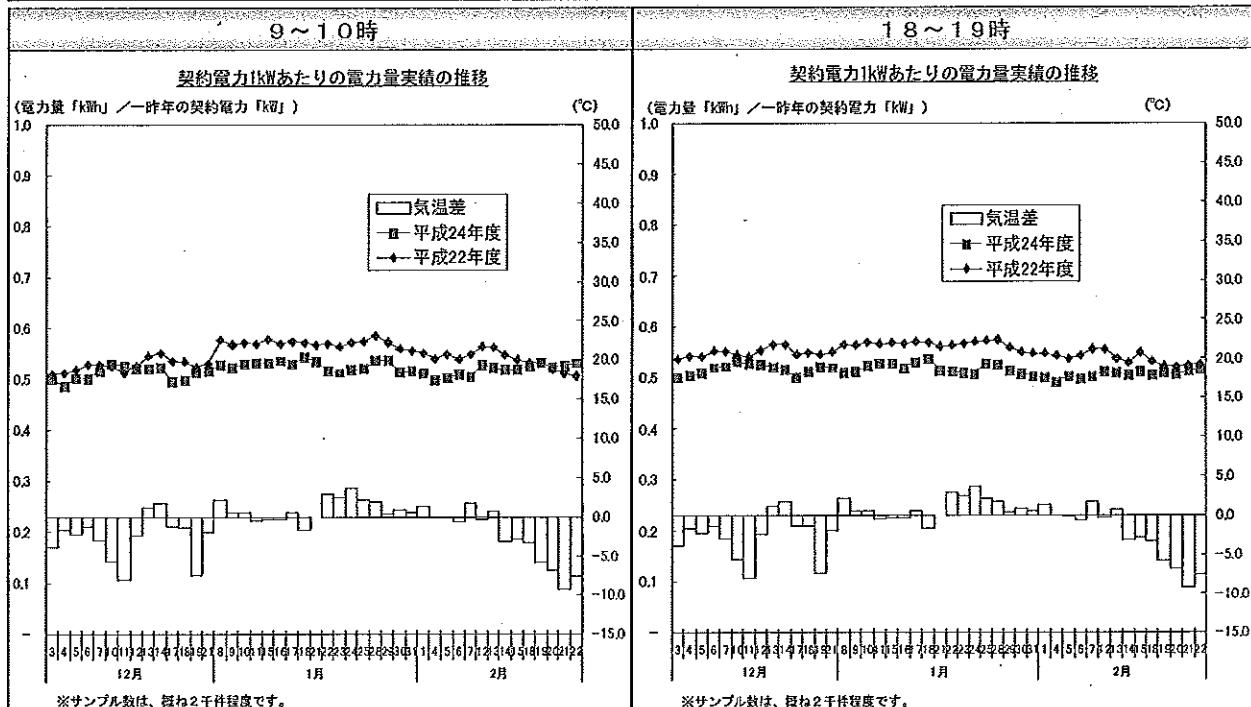
5

○今年度および一昨年度(平成22年度)の平日の9~10時と18~19時における契約電力1kWあたりの電力量実績の推移をお示しします。

○気温は大阪市の当該時間帯の気温を使用しています。

※電力量実績はサンプルデータを使用していることから、それぞれの需要種別全体の電力量が平均化されたものではありません。

※一昨年度実績については曜日補正をしており、平成24年度・平成22年度のいずれかが土日祝・年末年始(12/28~1/4)となる日を除いております。



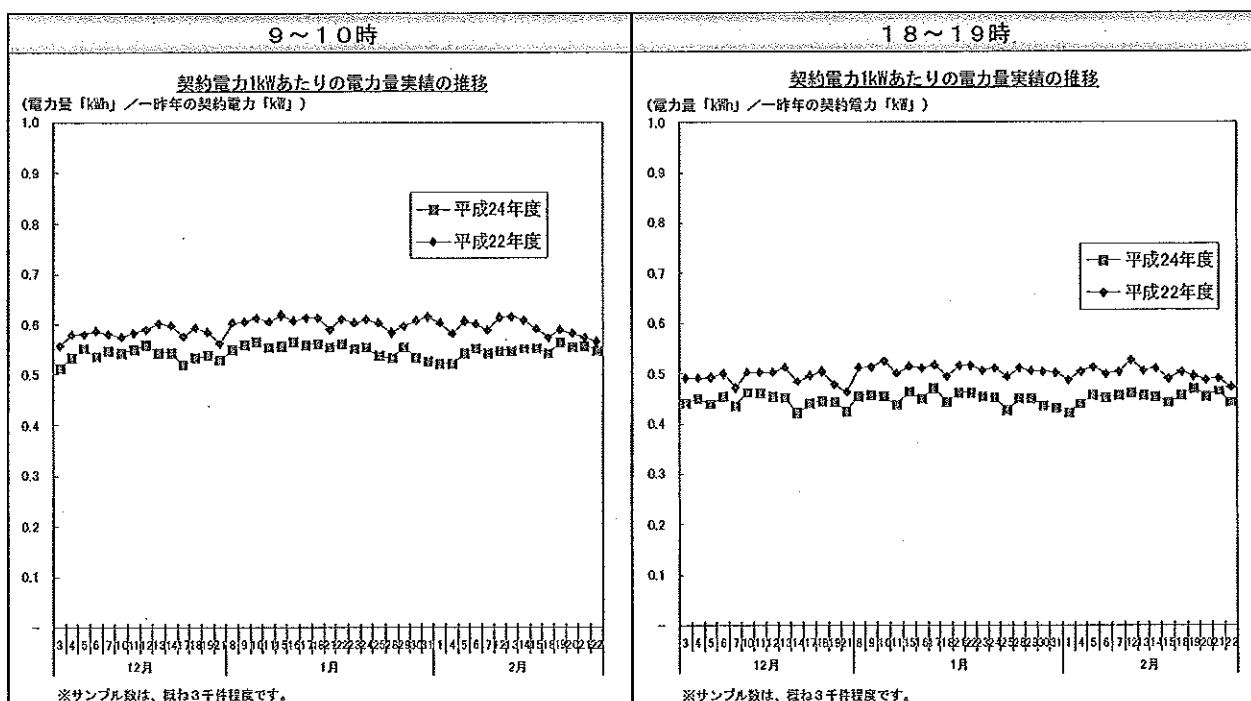
今冬の電力量実績の推移（産業用：契約電力500kW以上）

6

○今年度および一昨年度(平成22年度)の平日の9~10時と18~19時における契約電力1kWあたりの電力量実績の推移をお示しします。

※電力量実績はサンプルデータを使用していることから、それぞれの需要種別全体の電力量が平均化されたものではありません。

※一昨年度実績については曜日補正をしており、平成24年度・平成22年度のいずれかが土日祝・年末年始(12/28~1/4)となる日を除いております。



地域(支店)別・用途別の電力量実績(H24年12月分)

7

○今年度および一昨年度(平成22年度)の12月分電力量実績を弊社支店別・用途別にお示します。

- 弊社では、お客さまの毎月の電力使用量について、一律の検針日ではなく、地域別等により設定した検針日単位に順次確認しています。^(注)
- 12月分電力量実績は、11月1日～12月31日の中の1ヶ月間の実績です。
- 弊社の各支店が所管するエリアと各行政区は一致しません。
- 四捨五入の関係で、合計値が合わない場合があります。

(単位:千kWh)

大阪北支店		
	H22.12	H24.12
	対H22年比	
家庭用	702,722	769,644
業務用	929,886	937,438
産業用	692,073	651,284
その他	29,608	27,840
合計	2,354,289	2,386,205

大阪南支店		
	H22.12	H24.12
	対H22年比	
家庭用	665,644	725,427
業務用	675,088	675,747
産業用	895,290	863,149
その他	25,906	24,338
合計	2,261,828	2,288,661

京都支店		
	H22.12	H24.12
	対H22年比	
家庭用	468,361	513,995
業務用	463,923	465,086
産業用	415,625	390,403
その他	17,926	17,376
合計	1,356,835	1,386,840

神戸支店		
	H22.12	H24.12
	対H22年比	
家庭用	613,502	670,305
業務用	586,409	585,540
産業用	687,449	629,401
その他	26,073	25,205
合計	1,913,433	1,910,451

奈良支店		
	H22.12	H24.12
	対H22年比	
家庭用	245,603	267,011
業務用	189,740	188,150
産業用	185,160	164,589
その他	9,280	9,156
合計	629,799	628,905

滋賀支店		
	H22.12	H24.12
	対H22年比	
家庭用	254,991	284,405
業務用	218,457	221,306
産業用	672,546	623,229
その他	10,343	9,998
合計	1,156,338	1,138,939

和歌山支店		
	H22.12	H24.12
	対H22年比	
家庭用	204,086	222,112
業務用	159,688	157,663
産業用	170,715	157,897
その他	8,535	7,890
合計	543,024	545,664

姫路支店		
	H22.12	H24.12
	対H22年比	
家庭用	329,999	362,628
業務用	260,410	258,511
産業用	912,863	818,476
その他	13,876	15,473
合計	1,517,148	1,455,088

全社計		
	H22.12	H24.12
	対H22年比	
家庭用	3,484,808	3,815,629
業務用	3,483,601	3,489,422
産業用	4,631,727	4,298,428
その他	142,399	138,322
合計	11,742,536	11,741,700

滋賀支店		
	H22.12	H24.12
	対H22年比	
家庭用	386,807	379,314
業務用	254,250	247,585
産業用	662,029	620,300
その他	11,988	10,771
合計	1,315,073	1,257,971

和歌山支店		
	H22.12	H24.12
	対H22年比	
家庭用	306,172	293,915
業務用	187,701	179,434
産業用	172,330	161,940
その他	9,518	8,795
合計	675,722	644,085

神戸支店		
	H22.12	H24.12
	対H22年比	
家庭用	936,598	803,926
業務用	669,807	651,048
産業用	681,779	609,245
その他	28,003	26,957
合計	2,317,086	2,191,176

※家庭用:標準電灯A、時間割別電灯、季節別時間割別電灯、季節別時間帯別電灯PS、深夜電力(修正)。

※業務用:昼間電灯B、低圧総合利用契約、低圧電力、低圧季別電力。

自由化分野の業務用需要。

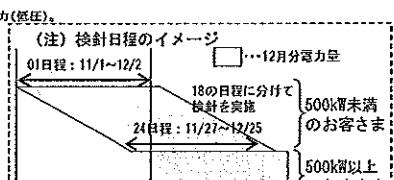
※産業用:自由化分野の産業用需要。

※その他:公衆街路灯、監視用電力、その他の電力など。

※各支店合計と全社計は一致しません。

ご参考:全社に占める各支店[電力量合計]の割合(H24.12)

大阪北	大阪南	京都	神戸	奈良	滋賀	和歌山	姫路
20.3%	19.5%	11.6%	16.3%	5.4%	9.7%	4.6%	12.4%



大阪北支店		
	H23.1	H25.1
	対H22年比	
家庭用	1,064,324	1,028,281
業務用	1,032,763	1,017,086
産業用	687,588	632,551
その他	32,967	29,973
合計	2,817,642	2,707,891

大阪南支店		
	H23.1	H25.1
	対H22年比	
家庭用	1,002,899	967,123
業務用	766,411	743,586
産業用	881,385	838,137
その他	28,747	26,252
合計	2,679,442	2,575,098

京都支店		
	H23.1	H25.1
	対H22年比	
家庭用	705,831	681,084
業務用	537,844	518,099
産業用	421,984	386,066
その他	20,871	19,222
合計	1,686,529	1,604,471

神戸支店		
	H23.1	H25.1
	対H22年比	
家庭用	936,598	803,926
業務用	669,807	651,048
産業用	681,779	609,245
その他	28,003	26,957
合計	2,317,086	2,191,176

※家庭用:標準電灯A、時間割別電灯、季節別時間割別電灯、季節別時間帯別電灯PS、深夜電力(修正)。

※業務用:昼間電灯B、低圧総合利用契約、低圧電力、低圧季別電力。

自由化分野の業務用需要。

※産業用:自由化分野の産業用需要。

※その他:公衆街路灯、監視用電力、その他の電力など。

※各支店合計と全社計は一致しません。

ご参考:全社に占める各支店[電力量合計]の割合(H25.1)

大阪北	大阪南	京都	神戸	奈良	滋賀	和歌山	姫
-----	-----	----	----	----	----	-----	---

弊社支店別 所管エリア

9

支店	所管区域	
大阪北	大阪府	大阪市[此花区、福島区、港区、大正区、西区、西淀川区、北区、都島区、城東区、鶴見区、東成区、天王寺区(近鉄大阪線以北)、中央区(南船場、心斎橋筋、西心斎橋、東心斎橋、島之内、高津2~3丁目)、日本橋、道頓堀、難波、千日前、難波千日前、宗右衛門町、瓦屋町3丁目7~10番、道頓堀1丁目東)、旭区、生野区(勝山通以北。ただし、巽北を除く)、淀川区、東淀川区、旭区、鶴見区]、豊中市、池田市、箕面市、吹田市、守口市、寝屋川市、大東市、門真市、四条畷市(田原台、上田原、下田原、さつきヶ丘、緑風台を除く)、枚方市、交野市、高槻市(田能、中畠、二料、出灰、杉生を除く)、茨木市、摂津市、豐能郡(妙見山上を除く)、三島郡
	兵庫県	伊丹市(下河原の一部)
大阪南	大阪府	大阪市[西成区、住吉区、東住吉区、住之江区、中央区(南船場、心斎橋筋、西心斎橋、島之内、高津2~3丁目)、日本橋、道頓堀、難波、千日前、難波千日前、宗右衛門町、瓦屋町3丁目7~10番、道頓堀1丁目東)、浪速区、天王寺区(近鉄大阪線以南)、阿倍野区、生野区(勝山通以南、巽北)、平野区]、八尾市(殿部川の一部を除く)、東大阪市[山手町の一部(生駒山上)、上石切町2丁目の一一部を除く]、堺市、高石市、大阪狭山市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、泉南市、阪南市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、松原市、柏原市(味の一部を除く)、泉北郡、泉南郡、南河内郡
奈良県		生駒市(西畠の一部)、御所市[高天ヶ原(金剛山頂)]
京都	京都府	全域[京都市左京区(久多の北部)、京都市伏見区(醍醐一ノ切町、醍醐二ノ切町、醍醐三ノ切町)を除く]
	大阪府	高槻市(田能、中畠、二料、出灰、杉生)
	滋賀県	大津市(山中町の一部、大谷町、追分町、藤尾奥町、横木1~2丁目、茶戸町、稻葉台)
福井県		小浜市、大飯郡(高浜町、おおい町)、三方郡(美浜町)、三方上中郡(若狭町)
神戸	兵庫県	神戸市[北区(淡河町)を除く]、明石市、洲本市、南あわじ市、淡路市、尼崎市、伊丹市(下河原の一部を除く)、西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市、川辺郡
	大阪府	豊能郡(妙見山上)
奈良	奈良県	全域[生駒市(西畠の一部)、御所市(高天ヶ原(金剛山頂))、吉野郡十津川村(七色、竹筒、田戸、玉置川、神下、河俣)を除く]
	大阪府	東大阪市[山手町の一部(生駒山上)、上石切町2丁目的一部]、四条畷市(田原台、上田原、下田原、さつきヶ丘、緑風台)、八尾市(殿部川の一部)、柏原市(味の一部)
滋賀	滋賀県	全域[大津市(山中町の一部、大谷町、追分町、藤尾奥町、横木1~2丁目、茶戸町、稻葉台)を除く]
	京都府	京都市[左京区(久多の北部)、伏見区(醍醐一ノ切町、醍醐二ノ切町、醍醐三ノ切町)]
	岐阜県	不破郡[関ヶ原町(今須西町、今須中町、門前、祖父谷、平井、竹之尻、門間、下明谷、貝戸、新明)]
和歌山	和歌山	全域
	奈良県	吉野郡十津川村(七色、竹筒、田戸、玉置川、神下、河俣)
	三重県	熊野市(金山町、久生屋町、有馬町、井戸町、木本町、飛鳥町、五郷町、育生町、神川町、紀和町)、南牟婁郡(御浜町、紀宝町)
姫路	兵庫県	姫路市、たつの市、神崎郡、神戸市[北区(淡河町)]、加古川市、高砂市、三木市、西脇市、小野市、加西市、加東市、豊岡市、養父市、朝来市、相生市、赤穂市、宍粟市、美方郡、多可郡、加古郡、揖保郡、佐用郡、赤穂郡